

弁護士法第5条の規定による研修（弁護士資格付与のための指定研修）の実施

1. 制度の概要

2004年に弁護士法が改正され、司法修習生となる資格を得たものの司法研修所における修習を終了せず企業の法務部の職に従事した者や公務員となった者、或いは法律学の学者など、弁護士法第5条に定められた一定の資格を有する者につき、研修の受講と法務大臣の認定を要件として弁護士となる資格が付与されることとなった。日弁連は、法務省の指定を受け、この弁護士資格付与研修を実施している。

弁護士資格付与研修受講の主な経験要件

司法修習生となる資格を得た後簡易裁判所判事、検察官、国会議員、大学の法律学の教授等弁護士法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者（弁護士法第5条第1号）。
 司法修習生となる資格を得た後、企業法務の担当者や公務員として一定の法律関係の実務に従事した期間が通算して7年以上になる者（弁護士法第5条第2号）。
 検察庁法第18条第3項に規定する考試を経た後に検察官（副検事を除く）の職に在った期間が通算して5年以上となる者（弁護士法第5条第3号）。
 から までの期間が通算して5年以上になる者（弁護士法第5条第4号）。

2. 研修の実施状況（2010年度）

前期集合研修	2010年8月17日～18日（2日間）刑事・民事裁判手続に関する研修
前期集合研修	同年8月30日～9月2日（4日間）刑事・民事の概論研修・起案講評
実務研修	同年9月6日～10月1日の平日139時間（東京の法律事務所での実務研修）
後期集合研修	同年10月4日～8日（5日間）起案講評を中心とした集合研修

研修受講状況（2004年度～2010年度）

		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	累計
受講人数		50	21	24	26	23	19	18	181
研修終了認定者数		47	18	22	20	21	17	16	161
受講者の内訳									
5条1号	国会議員	6	2	2	0	0	0	0	10
5条2号イ	企業法務	2	0	0	2	0	2	2	8
5条2号ロ	公務員	2	8	9	7	6	9	8	49
5条3号	特任検事	39	8	5	3	2	2	6	65
5条4号	国会議員 + 公務員	0	1	0	0	0	0	0	1
	企業法務 + 公務員	1	0	1	0	2	0	0	4
附則3条2項	大学教授・准教授	0	2	7	14	13	6	2	44